

## いなべ市地域おこし協力隊設置要綱

### (設置)

第1条 人口減少や高齢化等の進行が著しい本市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号。以下「推進要綱」という。）に基づき、いなべ市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

### (協力隊の活動)

第2条 協力隊は、地域の活性化の支援、農林業の応援及び住民の生活支援などの地域おこし協力活動（以下「地域活動」という。）であって市長が認めた活動に従事する。

### (隊員の募集)

第3条 市長は、協力隊の隊員（以下「隊員」という。）を受け入れようとするときは、市の広報誌及びホームページに募集要項等を掲載するとともに、説明会などを実施するものとする。

2 隊員になろうとする者は、いなべ市地域おこし協力隊応募申込書（様式第1号）に必要書類を添え、市長に提出しなければならない。

### (隊員の要件等)

第4条 隊員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者

(2) 生活の拠点が3大都市圏内にあつて条件不利地域（過疎、山村、離島、半島等の地域である市町村をいう。）でない都市地域又は3大都市圏外にあつて条件不利地域でない都市地域からいなべ市へ住民票を異動させた者。ただし、委嘱前にいなべ市内に定住又は定着している者（既に住民票の異動が行われている者等をいう。）を除く。

2 市長は、委嘱の是非について審査し、速やかにいなべ市地域おこし協力隊（採用・不採用）決定通知書（様式第2号）により通知する。

### (委嘱等)

第5条 市長は、隊員となる者に協力隊員として委嘱状及びいなべ市地域おこし協力隊身分証明書（様式第3号。以下「身分証明書」という。）を交付する。

2 隊員の委嘱期間は、1年以内とし、最長3年まで延長できる。

### (隊員の責務等)

第6条 隊員は、地域活動に従事するときは、身分証明書を常に携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 隊員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変造してはならない。

3 隊員は、身分証明書を紛失し、又は破損したときは、直ちにその旨を市長に届けなければならない。

4 隊員は、その職の信用を傷つけ、又は市の不名誉となるような行為をしてはならない。

(解嘱)

第7条 市長は、隊員が次の各号いずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

- (1) 法令、条例及び規則等に違反したとき。
- (2) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 地域活動を怠ったとき。
- (4) 地域活動に必要な適正性を欠くとき。
- (5) いなべ市から転出したとき。
- (6) 心身の故障のため、地域活動の遂行が困難となったとき。
- (7) 第19条に定める審査会が不相当と認めたとき。

(退任)

第8条 隊員は、退任しようとするときは、いなべ市地域おこし協力隊隊員退任申請書(様式第4号)を提出し、市長の承認を得るものとする。

(地域活動報告)

第9条 隊員は、地域活動に従事したときは、いなべ市地域おこし協力隊地域活動日報(様式第5号。以下「日報」という。)を作成し、翌月の5日までにいなべ市地域おこし協力隊地域活動月報(様式第6号。以下「月報」という。)を添えて市長に提出するものとする。

2 隊員は、いなべ市地域おこし協力隊地域活動年報(様式第7号。以下「年報」という。)及びいなべ市地域おこし協力隊自己評価書(様式第8号。以下「自己評価書」という。)を作成し、事業実施年度の3月末までに市長に提出するものとする。

3 隊員は、委嘱期間の途中で事業が完了したとき、又は解嘱されたときは、事由発生日から起算して5日以内に日報、月報、年報及び自己評価書を提出するものとする。

(経費等)

第10条 市は、地域活動に対する報償及び地域活動に必要な経費として別表第1のとおり交付する。

2 隊員がその任期満了の前1年以内又は任期満了の日の翌日から起算して1年以内に起業したときは、起業に必要な費用として別表第2のとおり交付する。

(補助金の交付申請)

第11条 地域活動に必要な経費の交付を受けようとする隊員は、いなべ市地域おこし協力隊事業補助金交付申請書(様式第9号)及びいなべ市地域おこし協力隊地域活動経費内訳書(様式第10号)に契約書、見積書又は領収書等の証拠書の写しを添えて、市長に申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第12条 市長は、補助金の申請があったときは、その内容を審査し、その結果をい

なべ市地域おこし協力隊事業補助金交付決定通知書（様式第 11 号）により隊員に通知し、補助金を交付するものとする。

（補助金の請求）

第 13 条 隊員は、前条の通知を受領したときは、いなべ市地域おこし協力隊事業補助金請求書（様式第 12 号）により、補助金の交付を請求するものとする。

（会計処理）

第 14 条 隊員は、次に掲げるところにより地域活動に関する会計処理を行うものとする。

- (1) 使途の透明性を確保すること。
- (2) 交付された現金及びこれにより調達した物品の出納を明らかにすること。
- (3) 支出の証拠となる請求書、領収書、振込依頼書その他の関係書類には、次の項目が記載されていること。
  - ア 宛先として隊員の氏名
  - イ 発行年月日
  - ウ 購入した物品等の明細
  - エ 発行者の名称又は氏名及び住所の記載及び押印

（実績報告）

第 15 条 補助金の交付を受けた隊員は、事業実施年度の 3 月末までにいなべ市地域おこし協力隊事業補助金実績報告書（様式第 13 号）及びいなべ市地域おこし協力隊地域活動経費実績内訳書（様式第 14 号）を市長に提出するものとする。

2 補助金の交付を受けた隊員は、委嘱期間の途中で事業が完了したとき、又は解嘱されたときは、事由発生日から起算して 5 日以内にいなべ市地域おこし協力隊事業補助金実績報告書及びいなべ市地域おこし協力隊地域活動経費実績内訳書を市長に提出するものとする。

（補助金額の確定）

第 16 条 市長は、いなべ市地域おこし協力隊事業補助金実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、いなべ市地域おこし協力隊事業補助金交付額確定通知書（様式第 15 号）により隊員に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 17 条 市長は、補助金の交付を受けた隊員が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 実績報告書により、精算額が生じたとき。
- (2) この要綱の規定に違反し、又は不正な方法によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 解嘱又は退任のとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が地域活動に不相当と認められたとき。

(守秘義務)

第 18 条 隊員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会)

第 19 条 市長は、次に掲げる審査等を行うため、いなべ市地域おこし協力隊審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(1) 隊員の選定

(2) 協力隊の事業計画の審査及び事業実施期間中の中間審査

(3) 地域活動内容の評価

2 審査会の長は、副市長とし、審査会の委員は、総務部長、企画部長及び第 2 条に規定する活動の所管課の部長をもって構成する。

3 審査会は、関係部署から審査すべき事項について説明を求めることができる。

4 審査会の庶務は、企画部政策課において処理する。

(雑則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 1 月 17 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 27 年 7 月 13 日から施行し、改正後のいなべ市地域おこし協力隊設置要綱の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この告示は、平成 30 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この告示は、令和元年 5 月 13 日から施行し、改正後のいなべ市地域おこし協力隊設置要綱の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この告示は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

別表1（第10条関係）

区分	内容	金額		限度額	
地域活動に対する隊員への報償	地域活動に対する隊員への報償	1年目	日額8,000円	1年間の総額が200万円を超えない範囲	
		2年目	日額9,000円、ただし、日額8,000円を選択することができる。		1年間の総額が225万円を超えない範囲
		3年目	日額10,000円、ただし、日額8,000円又は、日額9,000円を選択することができる。		
地域活動に必要な経費	市内の住居の借上料	月額60,000円以下		1年間の総額が200万円を超えない範囲であって、報償費との合算金額が400万円を超えない範囲	
	地域活動に必要な（軽四輪）自動車の借上料	月額35,000円以下			
	地域活動車両の燃料費	月額10,000円以下			
	地域活動に要する消耗品費	1物品30,000円以下			
	協力隊に関する研究会の旅費及び参加費	予算の範囲内とし、旅費は、いなべ市職員の例による。			
その他	その他市長が必要と認めたもの	予算の範囲内			

別表第2（第10条関係）

区分	内容	限度額
起業に必要となる費用	設備費、備品費	起業する者1人につき1回限り総額が100万円を超えない範囲
	土地又は建物賃借費	
	法人登記に要する経費	
	知的財産権の登録に要する経費	
	マーケティングに要する経費	
	技術指導受入に要する経費	
	その他市長が必要と認めたもの	

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

いなべ市長 宛て

住所  
氏名  
連絡先

⑩

いなべ市地域おこし協力隊応募申込書

いなべ市地域おこし協力隊の隊員として、地域協力活動を行いたいので、いなべ市地域おこし協力隊設置要綱第3条第2項の規定により応募します。

添付資料

- 1 履歴書
- 2 住民票

様式第2号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

いなべ市長



いなべ市地域おこし協力隊（採用・不採用）決定通知書



次のとおり、決定しましたので通知します。

1 採用・不採用

2 委嘱しようとする期間

年 月 日から 年 月 日まで

（表）

いなべ市地域おこし協力隊身分証明書		第	号
	氏名		
写真  正面、脱帽にて 3箇月以内に撮 影したもの	生年月日		
	上記の者はいなべ市地域おこし協力隊設置要綱第1条に規定する地域おこし協力隊の隊員であることを証明する。		
有効期間	年	月	日から
		年	月
			日まで
			いなべ市長
			

（裏）

注意事項

- 1 隊員は、地域活動に従事するときは、身分証明書を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 隊員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変造してはならない。
- 3 隊員は、身分証明書を紛失し、又は破損したときは、直ちにその旨を市長に届けなければならない。
- 4 隊員は、その職の信用を傷つけ、又は市の不名誉となるような行為をしてはならない。

横90mm、縦55mmとする。添付写真は、横25mm、縦30mmとする。



様式第4号（第8条関係）

いなべ市地域おこし協力隊隊員退任申請書

年 月 日

いなべ市長 宛て

氏名 印

次の理由により、いなべ市地域おこし協力隊の隊員を退任したいので、申請します。

退任希望年月日	年 月 日
退任理由	

備考 申請者本人が署名及び押印すること。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

いなべ市長 宛て

氏名 ⑩

いなべ市地域おこし協力隊地域活動日報

いなべ市地域おこし協力隊設置要綱第9条第1項の規定に基づき次のとおり報告します。

【 年 月分】

日	曜日	地域活動時間				地域活動の内容
		開始	終了	休憩	活動時間	

地域活動日数のうち報償金対象日数及び報償金額

日 円

源泉徴収税額 円

振込金額 円

上記のうち活動時間の項目内に※印がある日以外を報償金支払対象日とします。

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

いなべ市長 宛て

氏名

印

いなべ市地域おこし協力隊地域活動月報

いなべ市地域おこし協力隊設置要綱第9条第1項の規定に基づき次のとおり報告  
します。

地域活動報告年月	年 月
地域活動内容	
翌月の地域活動予定内容	
要望又は意見等	

市確認欄

様式第7条（第9条関係）

年 月 日

いなべ市長 宛て

氏名

印

いなべ市地域おこし協力隊地域活動年報

次のとおり地域活動を実施したので報告します。

事業名	いなべ市地域おこし協力隊
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
地域活動の目的	
地域活動の内容	
地域活動に対する今後の課題	

市確認欄

--

いなべ市長 宛て

氏名 印

いなべ市地域おこし協力隊自己評価書

(1 / 2)

1 総合評価

(1) 自己評価Ⅰ	
事業全体についての 意見又は所感	
優れている点、課題 及び改善すべき点	<b>【優れている点】</b>  <b>【課題】</b>  <b>【改善すべき点】</b>
アピールしたい点、 是非知ってもらいたい点	
(2) 自己評価Ⅱ	
地域活動において自 己が最終的に目指す こと。	

2 個別項目評価

(1) 自己評価Ⅲ					
受益者のニーズ					
事業内容					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業の新規性又は 継続の必要性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業の将来性</td> <td></td> </tr> </table>	事業の新規性又は 継続の必要性		事業の将来性		
事業の新規性又は 継続の必要性					
事業の将来性					
目標指標に対する達 成状況					

いなべ市地域おこし協力隊自己評価書（2 / 2）

3 事業の促進又は阻害要因の自己分析

事業の目標達成を促進した、又は阻害した要因について、要因分類(1)から(10)までの促進又は阻害の欄に「○」を記し、要因の内容を(a)欄に、阻害要因への対応又は今後この分析結果をどう活用するかを(b)欄に、具体的に記入すること。

事業の促進又は阻害要因の自己分析					
	促進	阻害	要因分類	(a)促進又は阻害要因の具体的な内容	(b)対応、今後この分析結果をどう活かすか。
内部要因			(1)生活支援		
			(2)地域活動の調整		
			(3)指導及び支援		
			(4)物品調達		
			(5)実施期間		
外部要因			(6)受益者のニーズ		
			(7)支援団体以外の団体等の協力又は支援		
			(8)関連法制度の変更		
			(9)利害関係者の要望への対応等		
			(10)災害の発生		

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

いなべ市長 宛て

住所

氏名

印

いなべ市地域おこし協力隊事業補助金交付申請書

いなべ市地域おこし協力隊設置要綱第2条に規定する地域活動を実施したいので、同要綱第11条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請金額 金 円

2 添付書類

- (1) いなべ市地域おこし協力隊地域活動経費内訳書（様式第10号）
- (2) 契約書、領収書又は見積書等

様式第 10 号 (第 11 条関係)

いなべ市地域おこし協力隊地域活動経費内訳書

区分		内容	月額	年額	合計金額
地域活動関係経費	地域活動に必要な経費	市内の住居の借上料	円	円	円
		車両の借上料	円	円	
		燃料費	円	円	
		消耗品費	円	円	
		旅費及び参加費	円	円	
			円	円	
	その他		円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
合計			円	円	円

注 1 対象経費については、いなべ市地域おこし協力隊設置要綱別表第 1 (第 10 条関係)を参照すること。

- 2 積算根拠は、別紙で添付すること。
- 3 その他は、別途協議による。
- 4 行は必要に応じて増やすこと。

【備考】

内容欄に記載した経費の詳細説明、必要性等を記載すること。



様式第 11 号 (第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

様

いなべ市長

印

いなべ市地域おこし協力隊事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったいなべ市地域おこし協力隊事業補助金については、下記のとおり交付決定をしたので、いなべ市地域おこし設置要綱第 12 条の規定により通知します。

記

- 1 補助金等交付決定額 金 円
- 2 補助金対象期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 3 補助金等の交付の条件  
いなべ市地域おこし協力隊地域活動経費

いなべ市長 宛て

住所

氏名

印

いなべ市地域おこし協力隊事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けたいいなべ市地域おこし協力隊事業補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額

金 円

2 補助金交付決定額等

補助金交付決定金額	円
既請求金額	円
今回請求金額	円
未請求金額	円

3 請求金額内訳

内容	請求額	備考
市内の住居の借上料	円	
車両の借上料	円	
燃料費	円	
消耗品費	円	
旅費及び参加費	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

注 行は必要に応じて増やすこと。

様式第 13 号（第 15 条関係）

年 月 日

いなべ市長 宛て

住所

氏名

印

いなべ市地域おこし協力隊事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けたいなべ市地域おこし協力隊事業を(完了・廃止・中止)したので、いなべ市地域おこし協力隊設置要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

添付資料

- (1) いなべ市地域おこし協力隊地域活動年報（様式第 7 号）
- (2) いなべ市地域おこし協力隊自己評価書（様式第 8 号）
- (3) いなべ市地域おこし協力隊地域活動経費実績内訳書（様式第 14 号）

様式第 14 号 (第 15 条関係)

いなべ市地域おこし協力隊地域活動経費実績内訳書

区分	内容	交付決定額	実績額	差引額	
地域活動関係経費	地域活動に必要な経費	市内の住居の借上料	円	円	円
		車両の借上料	円	円	円
		燃料費	円	円	円
		消耗品費	円	円	円
		旅費及び参加費	円	円	円
			円	円	円
	その他		円	円	円
			円	円	円
			円	円	円
			円	円	円
合計		円	円	円	

注 1 いなべ市地域おこし協力隊設置要綱第 14 条の規定に基づき会計処理を行うこと。

- 2 証拠書類は、別紙で添付すること。
- 3 行は必要に応じて増やすこと。

様式第 15 号（第 16 条関係）

第 号  
年 月 日

様

いなべ市長 印

いなべ市地域おこし協力隊事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあったいなべ市地域おこし協力隊事業補助金については、いなべ市地域おこし設置要綱第 16 条の規定に基づき、下記の金額を交付することに決定したので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円